平成２４年（フ）第１７６号
兵庫県加古川市尾上町池田1524番地の１　春名荘202号
債務者　藤本　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４２２号
広島市安佐北区亀山南５丁目44番37号
債務者　大和冨美枝
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３号
広島市安佐南区西原８丁目11番24―403号
債務者　竹本　　朗
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０４号
広島市東区中山東３丁目１番65―８号
債務者　濵松　伸男
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１０号
広島市東区戸坂新町２丁目13番22―402号
債務者　藤岡　　繁
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２６号
広島市安芸区矢野西３丁目36番６―202号
債務者　淺井　宗源
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
佐賀県伊万里市大坪町甲2468番地３
債務者　木須　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４３号
北海道小樽市花園４丁目24番13号、前住所北海道小樽市幸３丁目27番29号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２１号
石川県鹿島郡中能登町廿九日９部22番地、従前の住所石川県鹿島郡中能登町廿九日９部12番地　従前の前住所富山県富山市向新庄町４丁目14番53―108号　ラ・メール新庄
債務者　池上　　秀
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２０号
京都府与謝郡与謝野町字弓木213番地１　府営住宅石田団地第２棟301号
債務者　今井　安男
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１５６５号
大阪市東淀川区淡路５丁目17番８号、住民票上の住所大阪市東淀川区淡路４丁目24番９号　ＫＴＩレジデンス淡路201号
債務者　植　　大佑
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３０号
大阪府寝屋川市点野１丁目６番４号
債務者　村上敬太郎
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８５７号
大阪市東淀川区豊新１丁目５番20―602号
債務者　若木　　毅
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８８号
大阪市西成区橘２丁目４番２号
債務者　三角登茂子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９６号
大阪市此花区伝法６丁目３番１―527号
債務者　白石　二久
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９００号
大阪府吹田市高城町１番16号
債務者　齋藤　　正
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６７号
大阪市住吉区殿辻１丁目１番30―501号
債務者　有本　利夫
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７２号
大阪市平野区加美西１丁目４番２号　ガーデンヒル平野502
債務者　上田　元気
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部